

重要事項説明書

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：０９２－８３４－７９４７（午前９時００分～午後５時００分）

担当：大森 一貴

１．「三日月ケアプランセンター」の概要

（１）事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	株式会社ウェルホープ
所在地	福岡県糸島市前原中央２丁目 7-8-502
事業所名	三日月ケアプランセンター
所在地	福岡市西区石丸３丁目 11-1-303
介護保険指定番号	居宅介護支援 第 号
サービスを提供する地域	福岡市全域、糸島市

（２）職員の職種、員数及び職務内容

①管理者 １名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②介護支援専門員 利用者の数が４４名又はその端数を増やすごとに１名以上配置。

介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。

③事務職員 必要に応じて配置。

必要な事務を行う。

（３）営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し、12月30日～1月3日、8月13日～8月16日の期間は休業
営業時間	午前９時００分～午後５時００分

※時間外は電話転送で対応行う。

２．利用料金

（１）利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、１ヶ月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

す。このサービス提供証明書を後日、市役所の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けます。

(2) 居宅介護支援費

算定項目（居宅介護支援費Ⅰ）	単位数	備考
要介護度 1・2	1, 086 単位	1 月につき
要介護度 3・4・5	1, 411 単位	
初回加算	300 単位	
入院時情報連携加算（Ⅰ）当日以内	250 単位	1 月につき
入院時情報連携加算（Ⅱ）入院後 2 日以内	200 単位	
退院・退所加算（Ⅰ）イ カンファレンス参加 無	450 単位	入院・入所中 1 回限度
退院・退所加算（Ⅰ）ロ カンファレンス参加 有	600 単位	
退院・退所加算（Ⅱ）イ カンファレンス参加 無	600 単位	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ カンファレンス参加 有	750 単位	
退院・退所加算（Ⅲ） カンファレンス参加 有	900 単位	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	月 2 回限度
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	1 月につき
通院時情報連携加算	50 単位	1 月につき
特定事業所加算Ⅲ 厚生労働省が定める要件を満たした場合	323 単位	1 月につき

(3) 地域区分

福岡市 5 級地（1 単位あたり 10, 70 円）

糸島市 6 級地（1 単位あたり 10, 42 円）

(4) 交通費

介護支援専門員が訪問する為の交通費は無料です。

(5) 解約料

利用者の皆様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

3. 当事業所の居宅介護支援事業の特徴

要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。利用者の心身状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮します。

また、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情

報を公正中立に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

※介護支援専門員の利用者様宅への訪問について

当事業所の介護支援専門員が、利用者様の状況を把握するために概ね月1回は自宅を訪問いたします。また、利用者様からご依頼がある場合や支援業務の遂行上不可欠であると認められる場合は、利用者様等の承諾を得て、ご自宅を訪問いたします。

4. 虐待防止

利用者等の擁護・虐待防止のために、必要な措置を講じます。

責任者の選定や成年後見制度の利用を支援、体制の整備や従業員の研修の実施等。

またサービス提供中に、従業者や利用者家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係各所に通報します。

○虐待防止責任者：管理者 大森 一貴 電話 092-834-7947

5. ハラスメント対策ほか

事業所は、従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント（ご利用者・ご家族含む）体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利 擁護に取り組める環境の整備に努めます。

○ハラスメント責任者：管理者 大森 一貴 電話 092-834-7947

6. 個人情報の取扱いについて

利用者及び家族の情報については次に記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

（1）使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

（2）使用にあたっての条件

①個人情報の提供は（1）に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。

②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

（3）個人情報の内容（例示）

①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

②認定調査票（各調査項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見

③その他の情報

(4) 使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

7. 事故発生時、緊急時等の対応

介護支援専門員がサービス提供時間帯において、または緊急の連絡により、利用者様の人身事故、病状の急変などを認めた場合は、速やかに主治医・家族へ連絡し状況の報告を行うとともに、その指示に従い、受診援助などの必要な措置を講じます。また、事故状況について保険者に報告します。

賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. サービス内容に関する相談・苦情の窓口

当事業所におけるサービス利用等の相談及び苦情の受付、利用料の支払いや手続き等サービスに関する相談・利用者の記録情報開示の請求は以下の専用窓口で受付けます。営業時間以外についても、留守番電話等で応対し、後日速やかに対応します。

○苦情受付窓口：管理者 大森 一貴 電話 092-834-7947

※当事業所以外での苦情・ご相談に関する窓口は以下のとおりです。

福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	092-642-7859
福岡市早良区役所 福祉・介護保険課	092-833-4355
福岡市博多区役所 福祉・介護保険課	092-419-1081
福岡市中央区役所 福祉・介護保険課	092-718-1102
福岡市東区役所 福祉・介護保険課	092-645-1069
福岡市西区役所 福祉・介護保険課	092-895-7063
福岡市南区役所 福祉・介護保険課	092-559-5125
福岡市城南区役所 福祉・介護保険課	092-833-4102
糸島市役所 介護保険担当課	092-323-1111

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項を説明しました。

【事業者】 福岡県糸島市前原中央 2 丁目 7-8-502

株式会社 ウェルホープ

代表取締役 大森 一貴

【事業所】 福岡県福岡市石丸 3 丁目 11-1-303

三日月ケアプランセンター

(事業所番号)

説明者 _____

居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【利用者】 住 所 _____

氏 名 _____

【代理人】 住 所 _____

氏 名 _____

(続柄 :)